

池田市行財政みなおし推進計画

～ みなおし ' 9 7 ～

平成 8 年 1 2 月

池 田 市

目 次

第1章 池田市行財政みなおし推進計画の骨子	1
第1節 池田市行財政みなおし推進計画策定の背景	1
第1項 池田市の財政状況	1
第2項 地方分権時代の到来	1
第3項 社会経済情勢の変化	2
第4項 求められる市民との信頼関係の確立	2
第2節 池田市の重点施策	3
第1項 都市核と都市軸の整備	3
第2項 市民が創り、市民が育む文化のまちづくり	3
第3項 水と緑、歴史を生かしたまちづくり	4
第4項 すべての人が学び、すべての人が尊厳を持てるまちづくり	4
第5項 うるおいとゆとりのある災害に強い安全なまちづくり	4
第6項 市民が支えあう、健康・福祉のまちづくり	4
第3節 21世紀の池田の構築と財政見通し	5
第4節 みなおしの考え方	5
第1項 みなおしの基本的方向	5
第2項 みなおし重点事項	5
第5節 池田市行財政みなおし推進計画の位置付け	6
第1項 61年度行革大綱との関係	6
第2項 みなおし推進計画の策定経過	6
第3項 みなおし懇談会の提言の概要	6
第4項 計画実現のステップ	6
第5項 労使協議機関および市民みなおし管理委員会の設置	7
第2章 みなおしの方向	8
第1節 行政の効率性の確保と財政の健全化への取り組み	8
第1項 事務事業の見直し	8
1) 委託化の推進	8
ア 市民文化会館の管理運営	

- イ 敬老会館の管理運営
- ウ 家庭ごみ収集業務
- エ し尿収集業務
- オ 道路の維持管理業務
- カ 下水道の維持管理業務
- キ 水道施設の修繕業務
- ク 清掃工場の機器運転業務
- ケ 下水処理場の機器運転業務
- コ やまばと学園の調理業務
- サ 養護老人ホームの調理業務
- シ くすのき学園の調理業務
- ス 庁内電話交換業務
- セ 病院の電話交換業務
- ソ 敬老会館・やまばと学園のバス運転業務
- タ 乗用車等の運転業務

2) 公共施設の管理運営の見直し11

- ア 共同利用施設の有効利用並びに有料化
- イ コミュニティセンターの住民組織による管理運営
- ウ 新町勤労者センターのあり方の見直し
- エ 城山勤労者センターの有料化
- オ 庁舎駐車場の有料化
- カ 市民文化会館の駐車場の有料化
- キ 新病院の駐車場の有料化
- ク 自治会等による公園の維持管理
- ケ 公園用地の借地部分の見直し
- コ コミュニティ広場の地区住民による自主管理等
- サ 学校給食センターのあり方
- シ 小・中学校の余裕教室の有効活用
- ス 体育施設における利用形態の適正化
- セ 社会教育施設の老朽化に伴う統廃合、複合化等
- ソ 公共施設禁煙化への取り組み

3) 事務事業の統廃合14

- ア 海外交流事業の見直し
- イ 被服貸与制度の見直し
- ウ 宿日直業務の見直し
- エ 古江共同浴場の廃止
- オ 各種イベントの統合実施

- カ 幼稚園、小学校の統廃合
- キ 保育所の統廃合
- ク 結婚相談所の廃止または移管
- ケ 「敬老の集い記念品」・「敬老祝品」の縮小
- コ 母子栄養食品事業（牛乳の無料配付）の廃止
- サ 福祉タクシー助成制度の見直し
- シ 水質測定業務の統合
- ス 交通災害共済制度の見直し

4) その他の事務改善16

- ア 保育所定員の見直し
- イ 事業系ごみ収集業務の民間業者の許可制の採用
- ウ ごみ減量化への取り組み
- エ 文書の減量化
- オ 郵送文書の葉書の活用
- カ 追録の削減
- キ 市刊行物の有料化
- ク 条例、規則の総点検への取り組み
- ケ 特別職の決裁時間の設定
- コ 課長への権限の委譲
- サ 出初式の簡素化
- シ 診療報酬請求事務の効率化
- ス 病院における予約制採用による外来患者の受入体制の充実
- セ 土地開発公社等の経営合理化への取り組み
- ソ その他の経常経費の見直し

第2項 組織・機構の見直し19

- ア 都市整備部門の再編
- イ プロジェクトチームの活用
- ウ 徴収事務、窓口事務の一本化
- エ 委託業務監督体制の整備
- オ 明示業務の統合
- カ 審議会、委員会等の見直し

第3項 O A 化、情報化の推進20

1) システム開発等20

- ア ホストコンピュータの自己導入と住民票等の自動交付機の設置
および戸籍事務の電算化
- イ 財務会計システムの構築

2) 高度情報化への取り組み	21
ア 地域情報化計画の策定	
イ 行政情報の積極的な提供	
第4項 定員管理および給与の適正化	21
1) 定員管理	21
ア 職員の資質向上と少数精鋭主義徹底への取り組み	
イ 職員の活用を視点とした事業展開への取り組み	
ウ 部課別定数削減計画の策定	
エ 保母の配置基準の見直し	
オ 学校職員の配置の見直し	
カ 業務量の見直しと適正配置	
2) 給与	22
ア 退職金積立システムの研究	
イ 特殊勤務手当の見直し	
第5項 扶助費、補助金の見直し	22
ア 敬老年金の見直し	
イ その他の扶助費の見直し	
ウ 補助金の見直し	
第6項 使用料等の見直し	23
第2節 活力と創意のあるまちづくりへの取り組み	24
第1項 地方分権の推進	24
1) 市民と共に進める地方分権への体制の整備	24
2) 広域行政の調査研究	24
第2項 高齢化、少子化への対応	24
1) 新たな高齢者施策の展開	25
ア 福祉ゾーンの指定と近隣住民による「見守り制度」の充実	
イ ボランティアの育成と連携	
2) 幼稚園、保育所の機能強化	25
ア 弾力的な幼稚園運営の検討	
イ 多面的な保育所機能の検討	

第3項 潤い、夢、誇りのあるまちづくり	25
1) 活性化に向けて	26
ア 人口増を視点としたマスタープランの確立	
イ 大阪国際空港・旧国際線部分の有効活用等	
ウ 新しい市民文化創出への環境の整備	
エ 商業ゾーン付近への市営駐車場の整備	
オ 五月山トンネル計画等、交通渋滞解消策の検討	
カ 人権条例の制定	
キ 都市基盤の整備指針の確立	
ク 環境保全条例の見直し	
ケ 行政手続条例の制定	
コ ポイ捨て条例の検討	

第3章 平成9年度のステップ	28
----------------------	----

第1章 池田市行財政みなおし推進計画の骨子

第1節 池田市行財政みなおし推進計画策定の背景

第1項 池田市の財政状況

池田市は、平成7年5月の倉田市政の発足とともに、活力、福祉、安全、文化を4つの柱として、「小さくとも世界に誇れるまち 池田」を目指して、市政の発展に全力を傾注しているところである。しかし、池田市を取り巻く環境は極めて厳しい。

7年度の決算ベースにおいて、経常収支比率は2年連続で104.9%と硬直を極め、人件費比率は33.8%と全国の市町村の中でも最悪の部類に属している。その結果、同年度は大型の建設事業に係る歳出がピークを迎えたこともあって、実質収支は急激に悪化し、昭和61年度以来9年ぶりに赤字団体に転落した。

本年8月に実施した市民意識調査によれば、池田市民の76.8%が池田市での定住指向を示している。21世紀を目前に控え、今後も池田市が市民にとって「住み続けたいまち」であり続けるためには、これからますます多様化していく市民の行政ニーズに的確かつ迅速に responding していくだけの基礎体力が不可欠である。行政の骨組みを支えている歳入歳出の構造的改革を進め、現況において欠如している財政の柔軟性を回復することは、21世紀への躍進を期す池田市にとって急務である。

第2項 地方分権時代の到来

高度成長期におけるナショナル・ミニマムのおおよその達成を経て、我が国は「集権と画一」の時代から「分権と多様」の時代へと移行しつつある。平成7年5月の地方分権推進法の制定はまさにこの流れを象徴するものと言ってよい。

生活環境や福祉施策など、きめ細やかな質的充実が求められる今日、住民にとって最も身近な基礎的自治体である市町村こそ行政の主人公たりうる存在になりつつある。池田市が「世界に誇れるまち」となるには、行政が、多様化する市民ニーズを機敏に察知し、それに応えうる質と内容を有するサービスを提供することが求められる。そのためには、市町村が独自の政策遂行能力を強化することが不可欠であり、さらには、それを受け入れるべき行財政上の体制を確固たるものにすべく最善を尽くさなければならない。

とりわけ政府内には、自治体側の財政面・人材面における体制が未整備であるとして、地方分権を抑制しようとする「受け皿論」も根強い。住民の福祉の実現にとって最適任者である市町村の役割を強化する「地方分権」を真に実現するため、今こそ自治体は全力で、堂々と受け皿論を否定できるだけの体制を整えることが必要である。

併せて、地方分権が、中央の論理による単なる「負担の委譲」に帰してしまわ

ぬよう、「権限の委譲」とその執行に必要な「手段の委譲」がセットで推進されるよう政府、府をはじめ関係各機関における議論の流れを注意深く見守っていくことが肝要である。

第3項 社会経済情勢の変化

本年9月の厚生省の発表によれば、65歳以上の人口の全人口に占める割合、いわゆる高齢化率は15%を超え、2020年には人口の4人に1人が高齢者になると予測されている。池田市における平成7年の高齢化率は12.3%と全国平均よりは低いものの、府下の市の中では6番目に高く、高齢化社会総合対策実施計画においては2000年に13.9%に達すると予想されているなど、高齢化の波は着実に池田市にも押し寄せている。

反面、少子化現象はその度合いを年々増しており、学齢人口は10年前と比較して約30%減少するに至っている。

また、メディアの多元化をはじめとする情報化の急速な進展による個々人の価値観形成の多様化、各局面における規制緩和による画一的社会からの脱却など、社会的ニーズはますます複雑なものになりつつある。とりわけ、平成不況の経済低成長時代において、市民の価値観にも変化が見受けられ、「カネ」や「モノ」から「良好な環境」や「健康」など内面的な価値をより重視する方向へとシフトしていると指摘されている。

他方、行政の役割についても変化が生じている。ボランティアや営利・非営利の様々な法人の活動の活発化により、行政は、従前のような行政サービスの直接の提供という役割から、各種の主体と共同して、市民の多様な公共的ニーズを総体として保証していく方向へと転換が進んでいる。

こうした社会経済情勢の諸々の変化は、地方財政にとって、歳入の面においては「担税能力者の減少」として、歳出の側面においては「必要とされるサービス内容の複雑多様化とその提供主体の多重化」として表れ、行政運営の構造的変容を迫っているものと言うことができる。

第4項 求められる市民との信頼関係の確立

「池田市流」のまちづくりを進めるに当たっては、「主役は市民、行政はコーディネーター」であるという姿勢が市民・行政ともに求められている。市民のまちづくりへの主体的な参加を基礎に、行政が強いリーダーシップをもって多様な民意を具体的施策に反映していくことこそ、「池田市流」のまちづくりにほかならない。

そういった仕組みづくりを進めるうえで、現在特に求められているのが行政―市民間の信頼関係の確立である。行政の公正かつ合理的な執行について市民の全幅の信頼なくして、行政が「コーディネーター」としての力を発揮することはあり得ない。

池田市においては、平成7年度以来「なんでも相談課」の設置や情報公開条例の施行、各種懇談会委員の一般公募、さらには、インターネット上における日々の市政の公開や広報紙の充実など、様々な機会を通じて「開かれた行政」の推進に取り組んできたところであるが、今後もこれらの施策の拡充により、市民との信頼関係を確固たるものとしていくことが求められている。

とりわけ、従来の行政のあり方を抜本的に見直すに当たっては、常に改革の進捗状況を市民に知らせ、行政の外部の視点からの批評を仰ぐことは不可欠である。

第2節 池田市の重点施策

池田市はこれまで、その時代時代において意欲的に先進的施策への取り組みを進めてきた。下水道普及率は昭和50年代後半には99%を超え、五月山公園の整備、学校・幼稚園・保育所の整備なども早期から精力的に推進されてきた。こうした公共施設の整備は例年府下トップクラスに位置付けられるものであり、こうした「先進性」は池田市の伝統の一角を形成するものである。

我々には、こういった池田市の良き伝統を守りつつ、新時代に即応した新たな行政施策を展開していくことが求められている。

目下、池田市においては、来る21世紀の初めての長期総合計画となる「（仮称）第5次池田市総合計画」の平成10年度の策定に向け、今年度より、次の重点施策のもとに作業に着手しているところである。

第1項 都市核と都市軸の整備

周辺都市の開発が進み、本市の相対的な位置の低下が指摘されるところであるが、古くから近隣の中心地として発展を続けてきた歴史と伝統のうえに、市勢の新たな活力を創出するためには、都市機能の拡充や商業基盤の更新、さらには都市美観の整備などを進め、都市核を鮮明にしていくことが必要である。

これに向けて、本市の都市軸である池田駅周辺と石橋駅周辺を新しい時代の要請に応えうる魅力ある商業・文化ゾーンとして整備するとともに、細河地域や大阪国際空港とその周辺地区に新しい都市機能を創造し、多極型都市核の有機的な連携により都市全体の活性化を図る。

第2項 市民が創り、市民が育む文化のまちづくり

物質的な豊かさから心の豊かさへと市民の価値観が顕著に変化しているなかで、より池田らしい個性と魅力を創出し、うるおい、やすらぎ、やさしさを実感できるまちづくりが求められている。

本市は伝統的に文化への関心が高い風土にあることを踏まえ、地域に根ざした

諸行事の継承発展と新しい市民文化の振興の双方向に文化基盤の充実を図り、文化の香り高いまちづくりを推進する。

これへの取り組みを市民と共に進める観点から文化振興財団を設立し、人材の育成や情報資源のネットワーク化などを通して、市民自らが創り、市民が育てていく新しい文化の創造のための環境整備を進めていく。

第3項 水と緑、歴史を生かしたまちづくり

五月山の緑と猪名川の清流、そして先人が築いた歴史的・文化的遺産は、かけがえのない本市の資産であり、これらの保全、継承に努めるとともに、緑と歴史の回廊計画や五月山整備計画の推進をはじめ、再発見、活用を図り、自然、歴史、伝統に根ざした快適な都市環境を創出する。

第4項 すべての人が学び、すべての人が尊厳を持てる まちづくり

次代を担う子ども達の健全な育成に向けて学校教育の充実はもとより、国際化、情報化、個性化が急速に進展しつつある社会情勢のもとで市民の生涯学習への意欲に応えるべく学習の場の整備充実に努め、生きがいのある地域社会の形成に努めていく。

さらに、「法の下での平等」を基本理念として、あらゆる差別をなくし、市民一人ひとりが人権を尊び、連帯感にあふれる明るく住み良いまちづくりを推進する。

第5項 うるおいとゆとりのある災害に強い安全なまち づくり

平成6年の局地的な集中豪雨による水害や、7年の阪神・淡路大震災は都市の防災体制に大きな教訓を残したところであり、市民の防災意識の啓発、高揚や防災組織の整備充実に努めるとともに、建築物の耐震診断や河川、下水道の整備事業などを計画的に推進し、市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりに努めていく。

第6項 市民が支えあう、健康・福祉のまちづくり

超高齢化社会へと進みつつある社会情勢のなかで、すべての市民が健やかで不安のない生活を送れる地域社会の形成に向けて、多様化する福祉ニーズへの的確な対応が重要な課題となっている。

そのため、総合保健福祉施設を整備し、既に実施段階にある高齢化社会総合対策や、新たに策定する障害者福祉計画などを指針として福祉、医療、保健施策の充実に努めるとともに、人と人の心のふれあう福祉社会づくりを推進する。

第3節 21世紀の池田の構築と財政見直し

今後の財政見直しによれば、前節の重要施策に係る事業を必要最低限に絞って実施に移した場合でさえ、人件費、施設の維持管理費、扶助費等の義務的経費の増嵩から、毎年、最小限20億円以上の歳入欠陥が生じ、向こう5年間では111億円以上にのぼる見込みである。この状況は、現状の行財政運営のままでは3年後には財政再建団体に転落する危険性をはらんでいることを意味しており、まして、池田らしい創造的な施策を推進していくためには行財政の抜本的な見直しが急務である。

第4節 みなおしの考え方

第1項 みなおしの基本的方向

池田市が真の意味において「世界に誇れるまち」となるには、厳しい財政状況のもとで、限りある財源、かけがえのない人的資源の活用を最大限効率的かつ合理的なものとするとともに、行政の透明性の確保や職員の資質向上による市民との信頼関係の確立、多様な行政ニーズの的確な把握や質の高い行政サービスの提供など、21世紀の行政のあるべき姿の実現のため、常に新たな施策を提案し続けていくことが求められている。

本みなおし推進計画はそのための方法論として位置付けられるものであり、策定に当たっての基本的な理念として、次のポイントを重視することとする。

- 1) 行政専属領域における簡素・効率的な執行体制の確立
- 2) 官民協働領域における民間活力の活用
- 3) 従前の池田市流の高いサービスレベルの堅持および向上
- 4) 行政の守備範囲の明確化
- 5) 応益原則の導入拡大と適正負担
- 6) 緊急性・有効性・個性化性の観点による事務事業の優先順位の明確化
- 7) 開かれた行政と市民参加

第2項 みなおし重点事項

事務事業各般にわたって、制度、処理方法、所要経費、効果など様々な角度からの見直しを行い、固定観念にとらわれることなく事務事業執行システムの再構築に努めることとし、次の事項に重点を置いて取り組みを進める。

- 1) 行政の効率性の確保と財政の健全化
 - ①事務事業の見直し
 - ②組織・機構の見直し
 - ③〇A化の推進
 - ④定員管理および給与の適正化の推進
 - ⑤扶助費、補助金の見直し
 - ⑥使用料等の見直し

- 2) 活力と創意のあるまちづくりの推進

- ①地方分権の推進
- ②高齢化、少子化社会への対応
- ③潤い、夢、誇りのあるまちづくり

第5節 池田市行財政みなおし推進計画の位置付け

第1項 61年度行革大綱との関係

10年前の昭和61年12月に策定された「池田市行政改革大綱」は、その内容において現在も通用するものを有している。

今回は前回の大綱の趣旨を踏まえつつも、その実効性を一層向上させるため、より具体化された「推進計画」として、改革の事項、時期および手法を、市民をはじめ、市の各機関やその職員に明確に示そうとするものである。今回の推進計画においては、61年度の行革大綱において指摘されつつ実施に至っていない事項については全面的に再検討を加え、措置すべき事項の明確化を図っている。

第2項 みなおし推進計画の策定経過

平成7年10月に設置した「池田市行財政みなおし推進本部」において、市民の声に耳を傾け、市と市民が共に進める改革を目指す方針を定め、11月には、公募委員3名を含む「池田市行財政みなおし懇談会」を設置した。

懇談会は、従前の審議形式によらない自由討議の場として運営し、忌憚のない意見の吸収に努め、本年7月に至る6回の審議を経て、7月12日に「池田市の行財政見直しに関する提言」の提出を受けたところである。

本部では、提言を最大限に尊重することを基本に、併せて、能動的な改革を促す趣旨から、職員の自発的な見直し提言を募るとともに、各部局とのヒアリングを重ねながら計画の策定を進め、第2章に掲げる「みなおしの方向」を取りまとめたものである。

第3項 みなおし懇談会の提言の概要

みなおし懇談会の提言は、財政健全化への取り組みを”背水の陣の認識のもとに展開すべき課題”と指摘しており、一朝一夕の改善はならないまでも、たゆまぬ努力のうえに改革、改善を進めるべき事項として、事務事業の委託や整理統合、公共施設整備の再検討、補助金の見直しなど、約50項目にわたる具体の課題を示している。

第4項 計画実現のステップ

この行財政みなおし推進計画の目的は、行政運営の合理化、行政・市民間の信頼関係の構築など、21世紀の「世界に誇れる 池田」を実現するために必要な

具体的なステップを直ちに踏み出すことにある。

以下に具体的に列挙するみなおし事項は、いずれも池田市の行財政基盤を確固たるものとするために重要なものばかりであるが、中には中長期的な視点を要するものと、直ちに実施しうるものが混在している。

そこで、本計画は、直ちに実施しうる項目については平成9年度の当初予算に反映し、また、年度途中であつても補正予算による対応を図るなど、可能な限り迅速に実行に移すことを前提とするものであり、その他の項目についても、おおむね平成11年度までの3年度間に一定の成果を得るために、9年度にどのような検討を行うかを示そうとするものである。

なお、このみなおし推進計画においては、みなおし懇談会や各部局とのヒアリングなどを通して、特に指摘され、重要と考えられる事項のみを取り上げているが、ここに掲載された以外の事項についても、本計画の趣旨に照らし随時見直しの対象となるべきことは言うまでもない。

第5項 労使協議機関および市民みなおし管理委員会の設置

みなおし推進計画の実施は、21世紀へのまちづくりの試金石として、不退転の決意のもとに全庁体制で臨むこととしている。

しかしながら、取り組むべき課題には、委託化の推進や事務事業の縮小、廃止など職員の職場環境や労働条件にかかわる事案も少なくなく、職員の理解と協力のもとに計画的かつ円滑に見直しを進める観点から、関係団体との事前協議のための機関を設置し、労使間の合意形成に努めていく。

一方、計画の進行管理については、市民と共に進める見直しを基本姿勢に、市議会はもとより市民各層の意見や指摘を吸収しながら着実な推進を図るため、新たに市民代表による「（仮称）みなおし管理委員会」を設置することとする。

第2章 みなおしの方向

第1節 行政の効率性の確保と財政の健全化への取り組み

第1項 事務事業の見直し

平成7年度決算における経常収支比率104.9%という状況は、既に政策的・投資的経費に振り向けるべき財源が枯渇していることを示しており、このことから脱却なくして新たなまちづくりの展望は望めない。

この認識のもとに、事務事業の各般にわたって、その目的や効果、処理方法、所要経費等について精査し、事務事業の委託化や統廃合、その他の見直しを行い、より効率的な行財政システムの構築を図り、新たな市民ニーズに的確に対応する基礎体力の回復を目指す。

なお、特に委託化に当たっては、民間委託や公共施設管理公社をはじめとする公益法人への委託など選択肢が複数となるものも多く、委託化を指向する目的に添って適正にその方向を求めることとする。

1) 委託化の推進

ア 市民文化会館の管理運営

市民文化会館に関しては、市民文化振興の拠点としての機能の拡充と、年々増高する維持管理経費の低減に向けて管理運営形態を見直すこととし、事業部門については設立が予定されている文化財団への委託を、また、管理部門については、公共施設管理公社の設立趣旨に照らし、同公社への委託を、文化財団設立時をめどに検討を進める。

イ 敬老会館の管理運営

平成8年に設立した池田さわやか公社は、将来の事業展開において施設の管理運営をも指向しており、会館管理経費の低減を図るとともに、高齢者の憩いの場としての位置付けのもとに同公社の自主事業を展開することによって、より弾力的な会館運営を促進する観点から、同公社への管理運営委託を目指すこととし条件整備を進めていく。

ウ 家庭ごみ収集業務

民間に供給能力のある業務であり、官民のコスト比較による費用効果を求めるとともに、ごみの多種分別処理などへの的確な対応を図る観点から、収集業務の段階的な民間委託への移行を目指す。

移行は、地域を限定して試行的に着手することとし、当面、本市の特徴的な施策である各戸収集を継続しながら市民サービスへの影響等について検討を加え、年次計画を策定していく。

なお、将来的には各戸収集のあり方についても検討を加えていくこととする。

エ し尿収集業務

し尿収集および浄化槽清掃業務の対象件数は、下水道の普及とともに年々減少を続けており、両業務に要する人件費に占める手数料収入はわずか4%程度という状況である。民間への業務委託が望ましい分野であるといえるが、将来的にも業務量の減少が確実であることから委託先の有無が問題となるどころであり、他市の事例等の調査研究のうえに多面的な検討を重ね、極力、民間に委ねる方向を求めていくこととする。

オ 道路の維持管理業務

市道の維持管理について、現状では、苦情や要望等に係る簡易な修復や応急的な工事を直営で処理している。

民間における供給能力等を考慮すると、業務の全面的な民間委託も一つの選択肢ではあるが、即応性が重視される分野であることに鑑み、業務に精通した人員と現有資機材の有効な活用を図るとともに、下水道の維持管理業務との統合実施による業務効率の向上などを視点に、公共施設管理公社への委託化を検討する。

カ 下水道の維持管理業務

口径600ミリまでの下水道管やポンプ場施設、水路、排水溝などの補修、清掃等を直営で処理している。

道路の維持管理業務と同様に即応を要する業務であることを踏まえ、人材および現有資機材の有効な活用を図るとともに、道路の維持管理業務との統合実施による業務効率の向上などを視点に、公共施設管理公社への委託化を検討する。

キ 水道施設の修繕業務

宅内・外の水道施設の修繕業務については、8年6月の水道法の改正により「給水装置工事主任技術者」資格制度が法改正より1年以内に導入され、同時に指定工事店制度も見直される予定である。これに伴い、現行の処理体制についても一定の見直しを要するところであり、この動向を注視しながら、修繕、開閉栓、さらには宿日直業務とも関連しながら今後のあり方を検討していくこととする。

ク 清掃工場の機器運転業務

清掃工場の機器運転業務は、破碎施設と焼却施設の運転に大別され、これに両施設の整備点検が加わってくる。

他市の例からは、これらの一部委託、全部委託など様々な対応が図られているところであり、本市においても各市の事例等の調査研究を重ねながら、運転業務の段階的な民間委託への検討を進めていく。

ケ 下水処理場の機器運転業務

単独公共の運営に関しては、下水道会計の健全化に向けて、自助努力による徹底した経費の削減がなされなければならない、7年度の汚泥処理の民間委託による人的・経費的効果を踏まえ、残る水処理についても直営体制を見直すこととする。

その方向として、2交代制による24時間体制のうちの夜間業務から段階的に民間への委託を進めるか、もしくは、施設管理全般を公共施設管理公社に委託するかを選択肢として検討を進めていく。

コ やまばと学園の調理業務

やまばと学園の給食は、保育所と同様に、献立は児童福祉課で作成し、調理のみを施設で行っており、特に、アレルギー症の児童をはじめ園児の体調に応じた給食に調理上の配慮を要するところである。

こうした実情から委託化に向けては解決すべき課題も多く、保育所における調理業務のあり方とともに中・長期的に検討を加えていくこととする。

サ 養護老人ホームの調理業務

調理業務を民間委託している他市の例からは、本市とのコスト差が歴然であり、また、調理内容などにも問題をきたしていない状況を踏まえ、民間委託への移行を進めることとする。

委託形態はホーム内での調理方式とし、委託のメリットをさらに高める観点から、隣接する敬老会館におけるデイサービス利用者の昼食をも提供する方向で検討を加えていく。

シ くすのき学園の調理業務

献立等にかかる行政責任領域を明確にしながら民間委託への移行を進めることとする。

ス 庁内電話交換業務

8年度には庁内電話のダイヤルインを導入したところであり、この普及、定着による業務の簡素化を図りながら、委託化の方向について検討を進めていく。

セ 病院の電話交換業務

本庁と同様に業務の全面委託化の検討を進めることとする。

なお、全面的なダイヤルイン方式の導入は、医療部門の業務に支障をきたすことが懸念されるため、当面、その方向は求めないものとする。

ソ 敬老会館・やまばと学園のバス運転業務

乗車対象者が異なるものの、それぞれにバスを所有し、運転手を配置している状況を見直し、高齢者や障害者またその家族の利便性の向上を視点に、福祉施設全体を対象とした「施設巡回バス方式」への転換を図ることとする。

「施設巡回バス」の運行については、池田さわやか公社もしくは民間企業への委託を前提とし、巡回施設や運行回数等についての十分な検討を加え、移行計画を策定する。

タ 乗用車等の運転業務

特別職用車両、福祉施設巡回車両、道路パトロール用車両、教育施設巡回車両など、各種の運転業務に専従職員を配置しているところであるが、恒常的な運行を必要としないものや、走行実績が僅少であるものなどについて人員配置のあり方を見直し、民間委託による運行体制への移行やタクシー利用への転用などを進めていく。

2) 公共施設の管理運営の見直し

ア 共同利用施設の有効利用並びに有料化

共同利用施設34館の維持管理経費は、施設の老朽化とも相まって年々増嵩を続けており、経常経費を圧迫する一要因となっている。

管理経費の低減に向けては、施設の統廃合や、地元自治組織等への移管が考えられるが、航空機騒音対策として整備してきた経緯から統廃合には難しい側面もあり、当面、福祉施設等としての複合利用の可能性を求めていくとともに、いわゆる目的外使用と考えられる利用に限っての施設使用料の徴収を検討する。

また、施設用地が借地である一部施設については、今後の財政負担を勘案し、土地所有者の意向を踏まえつつ可能な限り取得の方向で対処していくものとする。

イ コミュニティセンターの住民組織による管理運営

コミュニティセンターは現在5館を開設している。その管理運営は、地域の自治組織等の代表で構成する委員会に委託しており、ほぼ自主管理に近い状況にある。

今後の選択肢として、運営を全面的に住民組織に委ねる方式が考えられるところであり、運営方法や助成措置のあり方などについて十分な検討を加え、住民自治の一層の促進に向けて自治組織等への移管に前向きに取り組むこととする。

ウ 新町勤労者センターのあり方の見直し

新町勤労者センターについては、施設が著しく老朽化している状況や、利用者数が漸減していることなどを踏まえ、城山勤労者センターの拡充、拠点化の推進を前提として廃止の方向で検討を加え、五月山緑地整備計画との関連性をも勘案しながら今後の方向付けを行う。

エ 城山勤労者センターの有料化

城山勤労者センターについては、既に大阪府からの買収も完了している状況に鑑み、しかるべき措置として有料化を実施する。

オ 庁舎駐車場の有料化

庁舎駐車場の敷地の一部は大阪府の所有地であり、市と同様に公用財産として整備されている。有料化に当たっては、府との同一步調を必要とするが、府においては他の地域の施設との整合性が重視されるところである。

本市としては、各施設も含めて駐車場の有料化を図る方向で検討を進めており、これに向けて目的外使用などの法的整備を含めて府との協議を続けていくこととする。

カ 市民文化会館の駐車場の有料化

駐車場に配置する警備員に要する経費などを補い、財政運用の効率性を高める観点から駐車場の有料化を図ることとし、会館の管理運営の委託化と併せて検討を進めていく。

キ 新病院の駐車場の有料化

公共用財産を有効に運用するとともに企業経営の健全化を推進する観点から、駐車場を有料化することとし、開設当初からの実施に向けて料金体系等のあり方について検討を進める。

ク 自治会等による公園の維持管理

既に公共施設管理公社に業務委託を行っている分野であるが、住民参加のまちづくりの促進と、まちの美化意識の高揚に向けて積極的に取り組むこととし、自治会や老人会、こども会などとの対話の機会を設け、中期的な課題として環境整備に努めていく。

ケ 公園用地の借地部分の見直し

借地による公園用地の全てを取得することは財政的にも困難であるが、借地料が高額であるものや、買い取りによって円滑な公園整備計画の推進につながるものなどについて取得の方向で対処していくこととする。

コ コミュニティ広場の地区住民による自主管理等

既に公共施設管理公社に管理運営を委託している業務であるが、委託経費の低減を図る観点から、市民に公平に利用の機会を提供することを前提として地区住民による自主管理への移行を図ることとし、有料化をも視野に入れながら大阪府や関係団体との調整を進めていく。

サ 学校給食センターのあり方

現センターは施設規模、立地条件などの面から永続的な利用に供することが難しい状況にあり、市政の重要課題としての位置付けのもとに施設運営の抜本的な見直しが急がれるところである。

そのあり方として、全面移転、民間等への委託、もしくは委託を含んだ自校方式への転換などが選択肢にあげられるが、それぞれの利点や問題点について、教育的な視点からの検討とともに人員配置や所要経費等の行政効率の面からも十分な検討を加えていく。

シ 小・中学校の余裕教室の有効活用

普通教室の中でクラスルームとして使用していないいわゆる余裕教室は、現在、各校の実情に応じてチームティーチング室（T.T.室）、生活科室、児童（生徒）会室、クラブ室などに使用されている。

今後は、児童、生徒数の推移や学習指導要領の改正の動向なども見極めつつ、多目的教室やパソコン教室、相談室など学校教育の多様化、活性化のための有効活用を図るとともに、各方面の意見を聞きながら、福祉施設や防災備品の備蓄、さらには生涯学習の場等として地域への開放を進めることとする。

ス 体育施設における利用形態の適正化

体育施設については、市民に公平に利用の機会を提供するよう努めるとともに、各種大会の体系化や団体における利用計画の調整等により、利用率の向上を図ることとする。

なお、総合スポーツセンターと新体育館の運営についても、緊密な連携のもとに計画的かつ効率的な利用に供するよう努めていく。

セ 社会教育施設の老朽化に伴う統廃合、複合化等

山の家については老朽化が著しく、その利用状況からも統合もしくは廃止を検討すべき状況にあり、五月山緑地整備計画との関連性や、児童文化センター、青少年野外活動センターでの機能分担の可能性などについて検討を進めながら一定の方向付けを行う。

また、青谷町に開設している少年自然の家についても、より効率的な管理運営のあり方を検討していくこととする。

五月山・水月の両児童文化センターについても、児童の利用が少ない平日の午前中などを高齢者や成人に開放するなど、地域に根ざした施設としてより有効な活用に努めていく。

ソ 公共施設禁煙化への取り組み

社会的にも禁煙・分煙化が広がりを見せているなかで、庁舎及び各種施設においても、公共の場としての対応を図る必要がある。

市庁舎では、既に1階ロビーの一部で分煙化を実施しているが、さらに、禁煙タイムの導入や禁煙スペースの設定、また、排煙器具の設置などの検討を進め、全庁的な禁煙・分煙化に取り組み、より市民に親しまれる役所づくりを進めることとする。

3) 事務事業の統廃合

ア 海外交流事業の見直し

姉妹都市や友好都市との市民間交流の促進は、行政の今日的な課題であり、より多面的な対応が求められるところである。

しかし、公費による派遣団については財政事情等を考慮した一定の見直しが必要であり、当面、蘇州市への幹部職員訪中団について派遣人員の削減を行うこととする。

イ 被服貸与制度の見直し

職員の被服については、職員被服等貸与規則に基づき貸与されるところであるが、着用が徹底されていない点を一つの反省材料としながら、職種や業務内容などから貸与の必要性を精査し、貸与の廃止や貸与期間の延長等の措置を検討していく。

ウ 宿日直業務の見直し

本庁の宿日直業務については、勤務時間外においても受け付けが義務付けられている戸籍関係事務や埋火葬許可書の発行などを行っており、制度上、全面的な民間委託には馴染みにくい側面もあるが、研修の充実や民間人への辞令行為などの措置による委託化の方向について検討を加えていく。

また、同一庁舎内で本庁と水道部が各々宿日直業務を行っていることについても見直しの課題として捉え、水道部門における修繕業務や料金徴収事務の方法などを検討しながら、両者の統合の可能性を求めていく。

エ 古江共同浴場の廃止

共同浴場については、自己風呂の普及に伴い利用者が漸減してきており、今後も、利用料収入の減少とともに補助金を含む維持管理経費の増嵩が見込まれる状況にある。

地区には、解放会館内に併設する老人福祉センターに浴場を備えていることも踏まえ、貸付け制度や利子補給制度の運用等により自己風呂の設置を促進し、中期の課題として共同浴場を廃止することとする。

オ 各種イベントの統合実施

”人の集まるまちづくり”への取り組みの一環として、各種イベントの充実を図ることとし、各部局で個別に実施している事業について、その関連性を見極めつつ可能な限り統合実施を進め、事業費の効果的な活用に努めることとする。

当面、商業祭・全国池田物産展と農業祭について、参加団体との調整や会場の見直しなどを行い、統合実施の可能性を検討する。

カ 幼稚園、小学校の統廃合

中・長期の課題として、今後の幼児・児童数の推移や余裕教室の状況などを見極めるとともに、市民の意見等も十分吸収しながら、幼稚園、小学校配置の適正規模について研究を重ね、統廃合や両施設の複合化等の適否について検討していく。

キ 保育所の統廃合

幼・保の一元化については、設置目的の違いから現状での実施は容易ではなく、当面、措置児が著しく減少している保育所の統廃合を検討し、余裕を生じる施設、人員を活用して、新たな「子育て支援社会」形成への取り組みを進めることとする。これに向けて庁内に検討機関を設置する。

ク 結婚相談所の廃止または移管

社会環境の変化などに伴い利用が激減してきている状況からは、もはや今日的な行政課題とはいえず、新たなニーズへの対応を視点に、制度の廃止もしくは社会福祉協議会への移管を進めることとする。

ケ 「敬老の集い記念品」・「敬老祝品」の縮小

65歳以上への「敬老の集い記念品」、80歳以上への「敬老祝品」、また、100歳の誕生日を迎えられた際の「長寿祝金」と、毎年、65歳以上の全ての市民に、何らかの祝い金品を個別に支給しており、80歳以上は重複した支給形態となっている。

これらの所要経費が福祉財源を圧迫している状況や、給付事業の見直しが時代の要請となりつつある状況に鑑み、限りある財源を在宅福祉サービスや生きがい施策、また健康増進施策や施設整備などの新たな施策へとシフトし、総合的な高齢者福祉対策の充実を図る観点から、敬老年金のあり方とも関連しながら各制度の一元化を進めることとする。

コ 母子栄養食品事業（牛乳の無料配付）の廃止

本制度が母子の健康の保持、増進に果たしてきた役割も、社会経済情勢の変化とともに徐々に薄れつつあると考えられるところであり、9年度には母子保健事業の実施主体が府から市に移行することや、今後の乳幼児医療助成制度の充実など、少子化施策への新たな財政支出等を考慮して制度を廃止することとする。

サ 福祉タクシー助成制度の見直し

重度障害者と若草訓練所への通所者を対象に実施しているタクシー料金の助成事業について、より幅広い利用体制を整備し対象者の利便性の向上を図る観点から、池田さわやか公社で実施している「移送サービス」事業に本制度を吸収する方向で検討する。

シ 水質測定業務の統合

水質測定業務については、浄水場での取水・浄水検査、下水処理場での放流水の検査、都市環境総務課での公害面からの河川水の検査をそれぞれ行っている。この内、下水処理場の検査項目はほぼ公害関係の項目を包含しており、測定方法にも共通点がみられることから、公害関係部分について下水処理場での統合実施を進め、事務処理の合理化を図る。

ス 交通災害共済制度の見直し

交通災害共済制度の運用は、既に一般会計からの繰入れに依存せざるをえない状況にあり、見直しを要するところである。

本制度は、会費と給付金の額からも福祉的な施策としての意味合いが強いことも考慮しながら、福祉見舞金制度への吸収も含めて一定の方向付けを行うこととする。

4) その他の事務改善

ア 保育所定員の見直し

保育所の定員は条例で定めるところであるが、国の措置単価が定員に応じて設定され、定員削減によって措置費の増加が見込まれることを勘案し、定員と措置児数に大きな隔たりが認められる保育所については、将来的な児童数の推移を見極めつつ定員の見直しを行うこととする。

イ 事業系ごみ収集業務の民間業者の許可制の採用

事業系一般廃棄物の収集は、市長の許可を得た業者において実施することができるが、本市の場合は直営処理のため業者への許可を行っていない。

本市を除く北摂各市では、全て許可制を採用しているところであり、民間

活力の導入による効率的な行政運営を促進する観点から許可制採用への取り組みを進めていく。

ウ ごみ減量化への取り組み

容器包装リサイクル法の施行により、多種分別によるごみの再資源化への取り組みが予定されている状況を踏まえ、人員配置や施設整備等の体制整備を図りながら段階的な取り組みを進めていくこととする。

エ 文書の減量化

年々増加傾向にある文書・資料等の減量化は、経常経費節減の面からも、また、事務室の有効活用の面からも積極的に取り組むべき課題であり、印刷部数の精査、用紙の見直し、縮小印刷や両面印刷の励行、さらには、外注冊子の庁内印刷への切り替えなどをテーマに「文書減量化運動」を全庁的に展開する。

オ 郵送文書の葉書の活用

全会計における郵送料の低減に向けて、郵便物の発送総量の抑制に努めるとともに、プライバシー保護に対する十分な配慮のうえに封書から葉書への切り替えを積極的に進めていく。

カ 追録の削減

加除式の行政資料は各部局において購入、整備されているところであるが、その追録にかかる経費は継続的な支出となるため、全庁的に年度版への切り替え等の可否について精査し、追録費用の削減を図ることとする。

キ 市刊行物の有料化

現在、統計書や公報、都市計画図等を有料で提供しているが、今後発行する刊行物についても、市民のニーズを踏まえつつ販売可能なものを精査し、作成経費を補う程度の適正な料金設定のうえに有料化を図ることとする。

ク 条例、規則の総点検への取り組み

8年度から取り組んでいる条例、規則、要綱等の再点検を継続し、既に制定当初の目的を達したものや時代に即しない内容となっているものなどの改廃を進めつつ、常に適時、的確な諸施策の遂行に努めることとする。

ケ 特別職の決裁時間の設定

既に、庁舎1階市長席における始業時の市長決裁が定着し、事務決裁の円滑化が図られていることに鑑み、このシステムを助役に拡大し、より迅速な事務処理に努めることとする。

コ 課長への権限の委譲

課長責任の拡充により、事務処理の迅速性を高めるとともに庁内体制を活性化する観点から、部長権限の下部委譲に向けて決裁区分の見直しを行う。

サ 出初式の簡素化

消防出初式は、行政機関、消防団及び市民組織が、火災の未然防止と消活動体制の連携強化を期して実施しているところであり、その意義は深い。

本市の場合は、従来より休日の開催を定例としているが、時代に即した簡素化の方向で、平日実施を含めた開催日の固定化や式典内容の見直しについて検討を加えていく。

シ 診療報酬請求事務の効率化

診療報酬請求明細書の電算入力作業は医療事務専門業者への委託によって処理し、その内容のチェックについては事務職員と医師とのダブルチェックを行っており、さらに、医師や看護婦に対する保険点数制の研修などを通して診療報酬制度の適正な運用に努めているところであるが、新病院開設時より、新たにトータルオーダーリングシステムによる発生源入力方式を採用し、診療報酬請求事務の一層の効率化を図る。

ス 病院における予約制採用による外来患者の受入体制の充実

平成5年から内科の予約制を採用し、以後、整形外科や婦人科など診療科の一部に予約制を拡大してきている。

予約制の採用は、外来患者の待ち時間の解消や診療体制の効率化につながるところであり、患者サービス向上の観点から、新病院においては原則的に全ての診療科への導入を検討することとする。

セ 土地開発公社等の経営合理化への取り組み

膨大な繰越欠損金を有している現状は看過できず、この累増を抑制し、公社経営の健全化への道を切り開くため、長期保有物件や、時価に比して簿価の高い物件などの一般会計等への売却、さらには、処分時の事務費の引上げ等について検討を加え、一定の方向づけを行うこととする。

また、他の出資法人についても、受託事業や自主事業の拡充に努めるとともに、職員のプロパー化や非常勤化を積極的に進め、市からの出向職員の削減を図るなど、自助努力による経営の合理化、効率化への取り組みを促すこととする。

ソ その他の経常経費の見直し

今後の予算編成に際して、経常的な経費にかかる全ての項目について、前例や慣行にとらわれない原点からの徹底した見直しのうえに予算要求を行う

よう周知を図り、”職員一人ひとりの見直し”の積み上げにより経常経費の低減に努めていく。

第2項 組織・機構の見直し

組織は、職員を最も機能的に活用するための構造であり、時代とともに変化する市民ニーズに応じて動態的に求められなければならない。

7年度には、職員の意識改革を視点に、組織の拡大を伴う大改正を行ったところであるが、次のステップとして、職員定数の抑制と、細分化から生じつつあるセクショナリズムの払拭に向けて、所要の見直しを行うこととする。

ア 都市整備部門の再編

都市計画事業の実施や公共施設の維持管理業務などを分担する部門について、より計画的かつ効率的なまちづくりを推進する観点から、機能別に再編整備することとする。

イ プロジェクトチームの活用

プロジェクトチームは、事務事業の執行に際して高い機動性が得られ、特に、期間が限定される場合には効果的な体制であるといえる。また、職制の動態的な運用も容易であり、こうした利点を活かし、今後も、本みなおし推進計画における個別課題への対応等に際してプロジェクトチームの活用を積極的に進めることとする。

ウ 徴収事務、窓口事務の一本化

徴収事務および窓口業務については、概ね庁舎の低層階に配置しているところであるが、市民の利便性の一層の向上を図る観点から、今後のOA化への取り組みの経過等を踏まえ、総合窓口の設置やオンラインによる事務手続きの実施についての調査、研究を進めていく。

エ 委託業務監督体制の整備

先の池田市行政改革大綱に基づく措置などにより、事務事業の委託化は様々な分野に広がってきており、質の高いサービスを安定して提供する観点から、担当部門における業務の検査体制を充実するとともに、付帯条件を明確にした契約更新を徹底するなど、委託業務の管理監督体制に万全を期することとする。

また、公共施設管理公社については、今後も委託業務の拡大が見込まれることから、公社内に委託業務に関する総合調整窓口を設けるなど、市との連携強化に努めていくこととする。

オ 明示業務の統合

特に、道路関連明示と下水道関連明示は事務処理の接点も多く、市民の利便性の向上に向けて事務の統合を進めることとし、都市整備部門の再編整備を検討するなかで問題点を整理し、一元化を図る。

カ 審議会、委員会等の見直し

審議会、委員会等については、法律や条例等の規定により必置であるものを除き、設立目的や運営状況に照らし、その必要性を再検討する。

また、委員数の適正化や選任の重複を避けるよう努めるとともに、女性委員及び公募委員の積極的な登用を通して、市民に開かれた機関としての再構築を目指していく。

第3項 O A化、情報化の推進

今日、パソコンによる庁内LANや電子決裁、ペーパーレスへとO A化の課題が新たな広がりを見せている。こうした状況を踏まえ、市民ニーズや行政効率等に基準を求めながら、本市が次に取り組むべき課題を見極め、より合理的な事務処理体制の構築を図る。

一方、8年度より開始したインターネット・プロバイダー事業や、次の目標であるCATV事業への取り組みを通して、市民との情報の交流を基軸にした開かれた役所づくりを積極的に推進する。

1) システム開発等

ア ホストコンピュータの自己導入と住民票等の自動交付機の設置および戸籍事務の電算化

住民票等の自動交付機の設置は、住民情報システムのホストコンピュータを自己導入することが前提とされている。この自己導入については人員や施設面において現状の委託処理より経費の増嵩が見込まれるところであり、O A化に関する長期的な課題として検討を続けることとし、当面は、石橋地区への図書館分館整備計画に合わせて、同施設にサービスセンター的な機能を併設する方向で市民の利便性の向上に努めることとする。

なお、戸籍事務の電算化についても、全国各地でモデル事業としての取り組みなどが進められており、これが、市民サービスや行政効率の向上に及ぼす影響等を見極めつつ計画的な対応を図ることとする。

イ 財務会計システムの構築

財務会計システムの構築は、今後の本市行政事務のO A化に関する大きな課題であり、庁内関係部局による推進機関を設置し取り組みを進めていく。

システムの構築に際しては、後進の利を活かし、業務のリンケージを広範

に求めるとともに、庁内LANによるペーパーレス化や電子決裁の導入等をも視野にとらえた”池田市流”を目指し、より効果的な事務処理体制の整備に努めていくこととする。

2) 高度情報化への取り組み

ア 地域情報化計画の策定

”情報発信都市・池田”づくりを視点に、今後の情報化のビジョンを「地域情報化計画」として策定する。その方向として、テレトピア構想を中心とした展開を図ることとし、既にインターネット・プロバイダー事業を開始し、9年度にはCATV事業を展開しようとしている池田マルチメディア株式会社との連携を図りながら事業化を進めていく。

イ 行政情報の積極的な提供

平成8年度には、インターネットのホームページを作成し市民との情報の受発信に取り組んでいるところであり、今後においても、インターネットでの市広報の提供や、CATVによる情報提供等を通じて、地域に密着した情報化施策を積極的に展開する。

第4項 定員管理および給与の適正化

ここ数年来、人件費比率が35%前後で推移している状況は、人件費が財政を大きく圧迫していることを如実に示している。

給与水準が府下との比較においても下位にあることを勘案すると、職員数についての検討を要するところであり、直営業務の見直しを含めて定員削減への取り組みを強めていくこととする。

1) 定員管理

ア 職員の資質向上と少数精鋭主義徹底への取り組み

定員管理の基本ともいえる課題であり、人件費の低減を図る観点からも積極的な取り組みを要するところである。

当面、組織と定員管理の整合性を高める観点から、行政ニーズや事務量に即した職員配置について現状を再検討することとする。また、研修の質的向上を通して職員の能力開発に努めるとともに、職員の”やる気”の醸成に向けて自己申告制度の導入を検討する。

イ 職員の活用を視点とした事業展開への取り組み

定員管理の適正化に向けては、事務事業の廃止や直営部分の減少などの縮小指向のみに偏ることなく、一つの視点として、経営をも念頭に置いた事業や、地方レベルで成しうる地球環境の保全や国際貢献への参画などについて

調査、研究を進め、職員をより有効に活用しうる施策の展開を前向きに検討していく。

ウ 部課別定数削減計画の策定

今後３年間で定数の概ね５％の削減を目標とする新たな定数削減計画を策定することとする。但し、新規の行政需要に対する人員については別に検討するものとする。

エ 保母の配置基準の見直し

特に、大都市圏の公立保育所では国の基準を上回る傾向にあり、本市の場合は一部の年齢階層において北摂各市よりも緩やかな状況である。

入所可能児童数の増加をはじめ児童福祉諸施策の効率的拡充を図る観点から、配置基準について北摂各市の水準を目安として見直すこととする。

オ 学校職員の配置の見直し

市費の事務職員について、再雇用、非常勤化もしくはアルバイト化を図るよう努めていく。

カ 業務量の見直しと適正配置

各セクションの業務量を見直し、過大な超過勤務をきたすことのない組織編成および職員配置に努めていく。

２）給与

ア 退職金積立システムの研究

今後においては、定年退職者の増加により退職金が市財政をますます圧迫することが予測されるところであり、その影響を最小限に抑える観点から、他市の例などを参考に退職金基金の設定を検討するなど計画的な財政運用に努めることとする。

イ 特殊勤務手当の見直し

特殊勤務手当については、その趣旨に照らして業務内容を精査し、支給範囲、支給額等の適正化を進めることとする。

第５項 扶助費、補助金の見直し

扶助費については、国・府の制度に上乗せしている部分や、単独施策として実施している部分について、必要性および所得制限の導入の有無や是非等について精査することとする。

補助金については、ゼロベースからの積み上げを基本として全ての補助金の見

直しに当たることとする。

ア 敬老年金の見直し

本市の敬老年金制度は、支給対象、支給額ともに府下各市の水準を上回っており、高齢化社会の進行とともに年々対象者が増加するなかで、市財政を圧迫する一つの要因となっている。

本制度は、年金制度を補完する意味から設けられた経緯もあり、既に所期の目的は達成されたと考えられ、限りある財源をより有効に活用する観点から制度の改廃を検討することとする。

これによって生じる財源については、在宅福祉をはじめ高齢者福祉施策の充実に振り向けることを基本とする。

イ その他の扶助費の見直し

その他の扶助費についても、制度や事業にかかる国、府の動向を見極めつつ、必要性についての再検討や所得制限の導入、助成額、給付額の適正化をはじめ、時代に即した見直しを行うこととする。

ウ 補助金の見直し

事業補助金や団体等の運営補助金については、一定のマイナスシーリングを実施し、その範囲内で次の視点から所要の見直しを行うこととする。

- ・ 補助金の目的および必要性
- ・ 使途および効果
- ・ 補助額および補助率
- ・ 団体等の予算に占める比重
- ・ サンセットの導入等、終期の設定
- ・ 近隣自治体との比較
- ・ メニュー化の是非

第 6 項 使用料等の見直し

設定から相当年数が経過している使用料や手数料については、消費者物価指数をはじめとする経済指標や近隣市等の状況との比較検討のうえに、応益負担の原則になって見直すこととする。その際、審議会の設置や、経過期間などによる見直し時期のルール化についても併せて検討を加えていく。

また、消費税についても、財政状況に照らして、これまで課税対象である使用料や手数料について措置していない実態を改めることとし、税制改正の動向を見極めつつ適正に課税していくこととする。

〈見直すべき使用料等〉

- ・ 施設使用料関係

- ・ 入場料関係
- ・ 諸証明等手数料関係
- ・ 措置手数料関係

第2節 活力と創意のあるまちづくりへの取り組み

第1項 地方分権の推進

機関委任事務の廃止をはじめとする地方の自治権の拡大が間近に迫っており、地方の自主、自立性の促進につながるこの変革を実り多いものとするため、市内の体制づくりを急ぐとともに、市民が分権の効果を感じられる制度運用に努めていく。

1) 市民と共に進める地方分権への体制の整備

よりメリットのある地方分権のあり方についての調査、研究を行うため、市内に「分権推進チーム」を編成し、国、府の動きに即応しうる体制等の整備を進めるとともに、以後の人的措置や財源措置の確立、さらには超過負担の是正や補助申請手続きの簡略化などの具体的な方向について、市長会等の関係機関を通じて積極的な働きかけを行っていく。

また、分権後の諸施策は、常に市民の利便性の向上に資すべきとの認識のもとに、地方に委ねられた権限の運用に際して市民意識の吸収、反映に努め、市民が分権を実感できる体制づくりを目指すこととする。

2) 広域行政の調査研究

広域行政については、財源、人員等の効率的な運用を促進する観点から積極的に取り組むべき課題の一つであり、北摂市長会や豊能地区市長・町長連絡会議等を中心に、共通課題の掘り起こしなどの調査、研究を継続していくこととする。

第2項 高齢化、少子化への対応

高齢化社会が加速度的に進行するなかで、地方行政においては限られた福祉財源をより効果的に活用し、快適でやすらぎのある老後の環境整備を図ることが重要である。

そのため、前節に示した福祉施設の管理運営の改善や各種給付制度の見直しなどを通して、時代が求める新たな福祉施策の展開を指向するとともに、地域ぐるみ、まちぐるみの”ふれあいの輪”の醸成に力を注ぎ、心豊かな地域社会の形成を目指していく。

一方、少子化への対応に関しては、幼稚園および保育所の適正なあり方を求め

ていくなかで、地方行政において可能な範囲で、両者の機能の拡充や、施設・職員の有効な活用を図り「子育て支援社会」の充実に努めていくこととする。

1) 新たな高齢者施策の展開

ア 福祉ゾーンの指定と近隣住民による「見守り制度」の充実

「やさしいまちづくり総合計画」の策定に際し、池田・石橋両駅周辺を「福祉ゾーン」として設定し、高齢者や障害者にとって移動が容易で、ショッピングや散策が楽しめる環境整備を図り、心のふれあう、やさしいまちづくりを促進する。

また、独居老人や高齢者夫婦所帯などを、市民が隣人としての親しみのなかから見守り、保健福祉ニーズの把握や保健福祉サービスの橋渡しなど適切な連絡体制を整備する観点から、現行の高齢者サービス委員制度をベースとして「見守り制度」を充実する。

イ ボランティアの育成と連携

ボランティアの意義は、奉仕の理念にたった市民の自主的な活動にあり、その成果として行政との役割分担が図られ、市民参加のまちづくりが促進される場所である。

行政においては、ボランティアが育ちやすい環境づくりを進めることが重要であり、人材育成の支援や団体のネットワーク化などへの取り組みを進めるなかで、「見守り制度」などとの有機的な連携を求めていくこととする。

2) 幼稚園、保育所の機能強化

ア 弾力的な幼稚園運営の検討

保護者の希望に応じて午後保育や夏休み保育を行うなど、幼稚園のより弾力的なあり方について検討する。

イ 多面的な保育所機能の検討

低年齢児の拠点保育や既存保育所での延長保育の実施など多角的な育児支援施策の展開を図ることとし、庁内に検討機関を設け具体的な方向付けを行う。

第3項 潤い、夢、誇りのあるまちづくり

新体育館や新病院のオープン、さらには、阪神高速の延伸や大阪環状モノレールの大阪空港への乗り入れなど、8年度から10年度にかけて本市のインフラは飛躍的に整備される。

こうした都市基盤整備に加えて、進取と創造の気概でポリシーのあるまちづくり施策を積極的に推進し、「住みたいまち」「住み続けたいまち」として”世界

に誇れる池田”づくりに邁進していく。

1) 活性化に向けて

ア 人口増を視点としたマスタープランの確立

人口増は、活力あるまちづくりへの大きな要素であるといえるが、現在、10万都市として着実な歩み続けるなかで、人口の伸びが市政に及ぼす影響を見極める必要があり、平成10年度に策定を予定している新しい総合計画において明確な位置付けを行うこととする。

なお、細河地域の整備については、地域住民と協調しながら今後の方向について検討を進めていく。

イ 大阪国際空港・旧国際線部分の有効活用等

関西国際空港への国際線の全面移転以後、大阪国際空港はいわゆる”地盤沈下”をきたしており、市税収入の減少をはじめ市政への影響も少なくない。

大阪国際空港は、本市のまちづくりの大きな核としての役割を担うところであり、旧国際線部分の有効活用のみにとどまらず、空港機能の拡充や空港周辺地域の活性化に向けて、大阪国際空港騒音対策協議会や大阪国際空港所在市等連絡会、さらには国による大阪国際空港地域活性化調査委員会、また、市民団体などで構成する大阪国際空港及びその周辺地域活性化促進協議会と協調しながら精力的な取り組みを続けていくこととする。

ウ 新しい市民文化創出への環境の整備

世代から世代に受け継がれる文化と、新たな世代が生み出す文化が渾然一体となった心豊かな地域社会の形成を念頭に、市と設置が予定されている文化財団との機能分担を明確化しながら市民文化の積極的な振興を図り、「文化のまち・池田」の一層の発展を目指す。

エ 商業ゾーン付近への市営駐車場の整備

池田、石橋両駅前の商業ゾーン付近の駐車場については、平成4年度の「駅前地区駐車場整備基礎調査」の結果からも絶対数の不足が指摘されている。駐車場の整備は、基本的に原因者において行い、公的整備はそれを補う措置として認識すべきであるが、商圏の充実が市政活性化の大きな要素でもある点を踏まえて、財源対策を考慮しながら次期総合計画のなかで方向性を求めていく。

オ 五月山トンネル計画等、交通渋滞解消策の検討

通過交通問題は本市の長年の課題となっており、その抜本的な解消策としての位置付けのもとに、平成9年には阪神高速道路池田線の延伸部分の一部が供用開始となる見込みである。

五月山を貫くトンネルの建設については、これまでから話題として取りざたされてきたが、細河地区や五月山の整備計画に関連する夢のある課題であり、活力と魅力あるまちづくりを推進する観点から、細河地域の将来像を勘案しながら次期総合計画策定の過程でその意義を追求していくこととする。

カ 人権条例の制定

国連で定めた「人権教育の10年」に対応する行動計画として、国においては人権にかかる法整備を図り、啓発意識の高揚に努めることとしている。

本市においても、人権問題を市政の重要な柱として取り組みを進めているところであり、これへの今後の指針となる「人権条例」を制定し、人と人の心が通うまちづくりを目指していく。

キ 都市基盤の整備指針の確立

8年10月に施行した「五月山景観保全条例」は、本市のまちづくりのポリシーの一端を示しえたように、秩序と調和のある都市環境の整備は今後とも不断に取り組むべき課題である。

そうした観点から、将来展望にたった総合的なまちづくりの指針を早期に確固たるものとするため、「まちづくり条例」制定などの検討を進めていく。

ク 環境保全条例の見直し

環境保全条例については、社会情勢や市民の価値観の急速な変化に伴い、指定建築物にかかる同意条項をはじめ規定の一部について時代に即した見直しを行うこととする。

ケ 行政手続条例の制定

行政運営における公正の確保と透明性の向上や市民の権利利益の保護を目的として、処分、行政指導および届出にかかる手続きについて一般原則や方式を定める「行政手続条例」を制定する。

コ ポイ捨て条例の検討

廃棄物の処理及び清掃に関する条例および環境保全条例において、廃棄物の適正処理や公共の場所の清潔保持等を規定しているところであるが、市民のモラルに帰属する問題であることを踏まえながら単独条例化の意義について検討を進めていく。

第3章 平成9年度のステップ

前章に列挙した「みなおしの方向」について、平成9年度に措置を予定するもの、また、実施計画の策定等、具体化に向けて検討を開始するものは次のとおりとする。

(1) 措置を予定するもの

区 分	項 目	備 考
事務事業の見直し		
②公共施設の管理運営の見直し	・城山勤労者センターの有料化 ・庁舎駐車場の有料化 ・新病院の駐車場の有料化 ・体育施設における利用形態の適正化	
③事務事業の統廃合	・海外交流事業の見直し ・結婚相談所の廃止または移管 ・「敬老の集い記念品」・「敬老祝品」の縮小 ・母子栄養食品事業(牛乳の無料配付)の廃止 ・福祉タクシー助成制度の見直し	
④その他の事務改善	・ごみ減量化への取り組み ・文書の減量化 ・郵送文書の葉書の活用 ・追録の削減 ・市刊行物の有料化 ・条例、規則の総点検への取り組み ・特別職の決裁時間の設定 ・課長への権限の委譲 ・診療報酬請求事務の効率化 ・病院における予約制採用による外来患者の受入体制の充実 ・その他の経常経費の見直し	
組織・機構の見直し	・都市整備部門の再編 ・プロジェクトチームの活用 ・委託業務監督体制の整備 ・明示業務の統合 ・審議会、委員会等の見直し	

区 分	項 目	備 考
O A 化、情報化の推進 ②高度情報化への取 り組み	・地域情報化計画の策定 ・行政情報の積極的な提供	
定員管理および給与の 適正化 ①定員管理	・職員の資質向上と少数精鋭主義徹底への取 り組み ・学校職員の配置の見直し ・業務量の見直しと適正配置	
扶助費、補助金の見直し	・敬老年金の見直し (・一部補助金の見直し)	
使用料等の見直し	(・一部使用料等の見直し) (・消費税の課税)	
地方分権の推進	・市民と共に進める地方分権への体制の整備	
高齢化、少子化への対応 ①新たな高齢者施策 の展開	・ボランティアの育成と連携	
潤い、夢、誇りのある まちづくり ①活性化に向けて	・人権条例の制定 ・環境保全条例の見直し ・行政手続条例の制定	

(※は、中・長期的な課題)

- 30 -

区 分	項 目	備 考
④その他の事務改善	・幼稚園、小学校の統廃合 ・保育所の統廃合 ・水質測定業務の統合 ・交通災害共済制度の見直し ・保育所定員の見直し ・事業系ごみ収集業務の民間業者の許可制の採用 ・出初式の簡素化 ・土地開発公社等の経営合理化への取り組み	※
組織・機構の見直し	・徴収事務、窓口事務の一本化	※
ＯＡ化、情報化の推進 ①システム開発等	・ホストコンピュータの自己導入と住民票等の自動交付機の設置および戸籍事務の電算化 (・石橋地区へのサービスセンターの開設) ・財務会計システムの構築	※
定員管理および給与の適正化 ①定員管理 ②給与	・職員の活用を視点とした事業展開への取り組み ・部課別定数削減計画の策定 ・保母の配置基準の見直し ・退職金積立システムの研究 ・特殊勤務手当の見直し	
扶助費、補助金の見直し	・その他の扶助費の見直し ・補助金の見直し	
使用料等の見直し	・使用料、手数料の見直し	
地方分権の推進	・広域行政の調査研究	

区 分	項 目	備 考
高齢化、少子化への対応 ①新たな高齢者施策の展開 ②幼稚園、保育所の機能強化	・福祉ゾーンの指定と近隣住民による「見守り制度」の充実 ・弾力的な幼稚園運営の検討 ・多面的な保育所機能の検討	
潤い、夢、誇りのあるまちづくり ①活性化に向けて	・人口増を視点としたマスタープランの確立 ・大阪国際空港・旧国際線部分の有効活用等 ・新しい市民文化創出への環境の整備 ・商業ゾーン付近への市営駐車場の整備 ・五月山トンネル計画等、交通渋滞解消策の検討 ・都市基盤の整備指針の確立 ・ポイ捨て条例の検討	※ ※ ※

